

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市条例第 3 7 号

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

(香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 5 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第 2 8 条第 2 項において準用する認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号）」に改める。

(香芝市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 香芝市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

(香芝市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 4 条 香芝市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。